水道料金等納入証明書および水量証明書の交付に関する取扱要領 (趣旨)

第1条 この要領は、函館市水道事業給水条例(昭和34年函館市条例 第3号)第27条から第33条までの規定に基づき算定する水道料金 および水道の使用水量ならびに函館市下水道条例(昭和49年函館市 条例第5号)第12条および第13条の規定に基づき算定する下水道 使用料および下水道の使用水量に関わり、函館市公営企業管理者(以 下「管理者」という。)が発行する水道料金等納入証明書および水量 証明書(以下「証明書」という。)の交付に関し必要な事項を定める ものとする。

(交付の申請者)

- 第2条 証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 水道および下水道の使用契約者(以下「契約者」という。)
  - (2) 契約者の親族で同居している者
  - (3) 証明書の交付に関し契約者から委任を受けた者 (交付の申請)
- 第3条 申請者は、水道料金等納入証明書・水量証明書交付申請書(別記様式。以下「申請書」という。)により管理者に申請しなければならない。ただし、前条第3号に規定する申請者が申請する場合は、申請者に委任状を添付しなければならない。
- 2 前項の申請は、郵送等により申請することができるものとする。(証明書の記載事項)
- 第4条 証明書には次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) お客さま番号
  - (2) 使用場所
  - (3) 契約者氏名
  - (4) 納入済み金額(水道料金等納入証明書の場合)
  - (5) 企業局収入日(水道料金等納入証明書の場合)
  - (6) 使用水量(水量証明書の場合)

- (7) 交付年月日
- (8) その他管理者が保有する情報のうち申請者が必要とするもの (申請の確認)
- 第5条 管理者は、証明書の交付の申請があったときは、当該申請者に 運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳またはその他官公署 が発行する書類等(以下「身分証明書」という。)を提示させ、当該 申請者が第2条各号の規定に該当する者であるかどうか確認しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定によっても当該申請者が第2条各号の規定に該当する者 であるかどうか疑わしい場合等は、当該申請者への聴取により確認す ることができるものとする。

(証明書の交付)

第6条 管理者は、前条の規定による確認ができたときは、速やかに証明書を交付するものとする。

(交付場所)

- 第7条 証明書を交付する場所は、函館市水道お客さまセンターまたは 東部営業所とする。
- 2 第3条第2項の規定による申請があった場合は、同封された返送用 封筒にて証明書を送付することにより交付に代えるものとする。

(交付手数料)

- 第8条 証明書を交付したときは、函館市手数料条例(平成12年3月 函館市条例第12号)第2条第13号の規定に基づく手数料を徴収し、 その領収書を交付するものとする。
- 2 第3条第2項の規定による申請があった場合の手数料の納入は、前項に規定する相応分の定額小為替証書によるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか証明書の交付に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 水道料金等納入証明書·水量証明書 交付申請書

年 月 日

## 函館市公営企業管理者企業局長 様

証明書種別	□ 水道料金等納入証明書 □ 水量証明書	
申請者	住 所	
	氏名(名称)	
	電話番号	
	契約者との続柄	□本人 □夫 □妻 □子 □親 □代理人 (ご本人および同一世帯の親族以外は委任状が必要になります。)
契約者	お客さま番号	
	使用場所	
	氏名(名称)	
使用目的	□ 税務署提出 □ その他(	□ 融資の申請 □ 納入済み金額の確認 □ 使用水量の確認 )
証明期間	□ 確認できた。	(1月から12月まで)に企業局で収入が確認できたもの年 月から 年 月まで使用した分で、企業局で収入が5の年 月分から 年 月分まで)
必要数	通	
※企業局使用欄		